

# 精華町事業者成長支援事業補助金 募集要領

町内事業者の積極的な取り組みを支援します！

## 1. 目的

新規事業に意欲的な町内事業者や特別認可法人が実施する、新技術や新製品開発等の産業競争力強化や又はDX（デジタルトランスフォーメーション）等の成長促進につながる取組を支援するため、事業にかかる経費に対し補助金を交付します。

## 2. 補助対象の事業

補助対象の事業や補助金の対象となる経費は下表のとおりです。

**【注意】既に事業を終えている場合、事業が開始している場合（費用の支払いも含む。）は対象となりません。単年度事業のため、令和7年3月15日までに事業完了（支払い含む）する案件のみが対象。**

事業名	補助対象	対象経費
① 認証及び産業財産権取得事業	市場優位性の確保のため、認証取得や商標権取得等出願や更新費用を補助	出願費用、更新費用、審査請求料、コンサルティング料その他町長が認める経費
② 展示会出展事業	販路開拓を目的として、国内外の展示会、見本市及び商談会等への出展や参加への補助	出展料、展示品装飾費、印刷費、輸送費（物品運送・交通費）、宿泊費、通訳・翻訳費、その他町長が認める経費
③ 雇用拡大・人材確保事業	優秀な人材確保を目的として、合同企業説明会への出展や求人サイトの活用への補助	求人広告掲載料、求職者向け説明会出展料その他町長が認める経費
④ 事業計画策定事業	コロナ関連融資の返済を見据えた安定した事業継続のため、事業計画の策定に対する補助	セミナー受講料、テキスト代、コンサルティング料その他町長が認める経費
⑤ DX計画策定事業	DXに係る事業計画の策定に対する補助（計画例：機械の自動化、IoTの活用、生産管理ソフトの導入、ホームページの導入又は更新、キャッシュレス機器の導入等）	委託料、コンサルティング料その他町長が認める経費
⑥ DX推進機器導入事業	DX推進のため、DXに関するコンサルティングの結果等により、実際に新たなビジネスツールを導入への補助	ソフトウェア購入費、設備及び機器の借上料並びに購入費その他町長が認める経費

## 3. 補助対象者

補助対象者は、「精華町に事業所を有する者」で、「町税等の未納のない者」とし、主たる事業所が町外である場合でも、町内施設の事業であること、または認証取得対象施設が町内の場合は補助対象者となることができます。

(補助金について)

①～③・⑤の事業 補助対象経費の2分の1で、上限30万円

④の事業 補助対象経費の3分の2で、上限10万円

⑥の事業 補助対象経費の2分の1で、上限50万円

※補助金の上限額は、その年度内に受けることができる補助金の金額です。

※1事業者が複数事業に取り組む場合、それぞれの補助上限額までの補助金の交付を受けることは可能ですが、複数の認証取得や複数個所の展示会出展の場合でも補助上限額は同じです。

※①～⑥合わせた上限額は、1事業者80万円までとなります

※補助金で千円未満の端数が生じたときは、切り捨てた金額となります。

※対象経費は税抜き金額となります。

(提出書類)

①交付申請書

②事業計画書

③収支予算書

④事業にかかる経費の見積書(写し)

⑤精華町内に事業所を有することがわかる書類

(法人の場合：履歴事項全部証明書等、個人の場合：住民票の写し等)

⑥町税等の未納がないことを証明する書類(完納証明書)

(完納証明印は町役場税務課でご取得ください(要300円)。代表者以外の方が申請される場合は委任状(様式任意)が必要となります。)

※その他、必要書類を求める場合があります。

(募集期間)

令和7年2月28日(金)まで

**【注意】**交付決定金額が予算額に達した場合、募集期間を待たずに今年度の本事業を終了する場合があります。

(申請先・問い合わせ先)

〒619-0285 精華町大字南稻八妻小字北尻70番地

精華町役場 商工推進室 電話：0774-34-0234(直通)

Mail：shoukou@town.seika.lg.jp

以上